

令和6年3月14日

国土交通省関東地方整備局  
久慈川緊急治水対策河川事務所

## 求む！！「粘性土」

### 「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を活用して粘性土を広く受入れます

久慈川緊急治水対策河川事務所では、堤防の盛土材料をつくるため公共工事、民間工事問わず広く「粘性土」（建設発生土）を受入れます。特に、粘性土が発生する民間工事の発注者又は受注者のみなさまには「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」への登録をお願いします。

この「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を利用することで、民間工事の建設発生土の処分費用削減等のメリットがあります。

国土交通省関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所では、令和元年東日本台風を受けて久慈川緊急治水対策プロジェクトにより、令和8年度完成を目標に築堤・河道掘削等を進めています。

その築堤材料は、河道掘削土（砂質土）と粘性土を混合し粒度調整改良して使用していますが、今後、工事が最盛期を迎え、より多くの粘性土が必要となっております。そのため、民間工事において「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を活用した受入を予定しております。

粘性土の発生情報を求めていますので「建設発生土の官民有効マッチングシステム」への登録をお願い致します。その後、個別に受け入れ調整をさせて頂く予定です。

なお、マッチングシステムHPにも実例が掲載されておりますが、「通常困難である公共工事との調整が実現し、処分費が削減された」などのメリットもあります。

#### 1. 建設発生土の受け入れ調整ができる事業者の条件

##### 1) 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに登録されている方。

登録されていない方は、システム登録をお願い致します。

システム登録は、別添資料のURLをご確認ください。登録は無料です。

##### 2) 上記1)を満たした上で以下①②の双方を満たすことができる方

①指定された受入場所まで無償で運搬可能な方。

②別添記載の受入条件を遵守できる方。

<発表記者クラブ> 茨城県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所

電話：0294-72-1151（代表） FAX：0294-72-1153

副所長（技） 椎木 貴敏（しいき たかとし） （内線：204）

工務課長 澤野 郁央（さわの いくお） （内線：311）

久慈川緊急治水対策プロジェクトによる『建設発生土の官民有効利用マッチングシステム』を活用した土砂（粘性土）の受入について

## 1. 趣旨

国土交通省久慈川緊急治水対策河川事務所では、令和元年東日本台風を受けて久慈川緊急治水対策プロジェクトにより、令和 8 年度完成を目標に築堤・河道掘削等を進めてきているところです。

築堤材料は、河道掘削土を有効利用することとしておりますが、河道掘削により発生する土砂の性状が砂質土であることからそのままでは築堤土には適さないため、粘性土と混合し粒度調整改良して築堤材料としております。

その粒度調整のための粘性土は公共事業からの建設発生土から調達している状況ですが、工事が最盛期を迎え、より多くの粘性土が必要となっております。

そのため、今後の築堤工事を円滑に実施するために、河川掘削土（砂質土）を粒度調整するための粘性土について「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を活用した受入を予定しております。

つきましては、当事務所では久慈川緊急治水対策プロジェクトを円滑に進捗させていくために、広く民間事業の建設発生土（粘性土）を積極的に受け入れたいと考えていることから、民間事業者のみなさまの「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」への建設発生土情報の登録をお願いするものです。

## 2. 調整できる事業者の条件

### 1. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに登録されている方。

登録されていない方は、システム登録をお願い致します。

登録方法等で不明な点は問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

上記システムの登録は、以下のURLをご確認ください。登録は無料です。

<http://matching.recycle.jacic.or.jp/>

### 2. 以下、①②の双方を満たすこと

- ① 指定された受入場所まで無償で運搬可能な方
- ② 別途受入条件を遵守できる方

## 3. 受入条件 等

### （1）受入条件

- ①第 2 種建設発生土および第 3 種建設発生土（改良土を除く）
- ②粘性土であること（受入にあたっては個別に状況確認します。）
- ③混入転石の最大粒径が 100mm 以下の粘性土
- ④ゴミ・有機質土（植物根や植物性腐食物等）の混入がないもの。
- ⑤有害物質を含んでいない粘性土

(土壌環境調査による分析試験については、別途調整させていただきます。)

⑥受入にあたって別途、覚書を締結すること

(2) 受入場所

別途ストックヤード一覧表参照

※受入時点のストックヤードの空き容量や粒度調整の施工状況等に応じて決定する予定です。

(3) 受入期間

令和9年3月31日までを予定しています。

ただし、工事状況により受入期間が変更となる場合があります。

(4) 搬入時間

原則として、搬入時間は8時30分から16時30分までとします。正午12時から13時までは受入は行いません。ただし、搬入経路の状況により変更となる場合があります。

(5) 受入停止日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条の休日及び12月29日から翌年の1月4日まで。受入停止日による受入を希望の方は別途協議願います。

なお、天候等の事情により受け入れを中止する場合は、別途連絡します。

(6) 受入予定全体量

約500,000m<sup>3</sup>

上記受入量は、工事の状況により変更の可能性があるため、その数量を確約するものではありません。

(7) 受入制限

受入状況により1日あたりの搬入量を制限する場合があります。

(8) 受入料金

無償とします。

(9) 施工区分および費用分担

- ①民間事業者は、受入場所へ搬出する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行って頂きます。調査・試験方法などについては、久慈川緊急治水対策河川事務所との調整によるものとします。
- ②久慈川緊急治水対策河川事務所は、搬入土及び受入場所の施工管理（交通誘導員の配備を含む）を行うものとします。
- ③民間事業者は、受入場所までの建設発生土の運搬を行うものとします。
- ④諸事情により上記により難しい場合については、個別に協議します。

(10) その他

本件に関して、受け入れ条件の一部が満たない場合や個別事情について詳細を調整したい場合等については、下記問い合わせ先まで連絡ください。受け入れの可否については、調整の上検討させていただきますが、粘性土の建設発生土に関する情報は広く受け付けたいと考えています。

4. 問い合わせ先

〒313-0015

茨城県常陸太田市木崎一町700-1

久慈川緊急治水対策河川事務所工務課 澤野

TEL 0294-72-1152

FAX 0294-72-1154

## 建設発生土受入条件

受入条件は、原則として次のとおりとする。

### 1. 受入可能な土砂

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第10条の規定に基づく国土交通省令第4条の別表第一（下表）に掲げる第2種建設発生土及び第3種建設発生土とし、土壌環境基準を満足するものとする。加えて、細粒分を多く含む粘性土とする。

但し、次のような土砂は受け入れない。

- ① 下記「2.（2）有害物質の分析試験」に定める「有害物質」を含む土砂
- ② 原則として発生現地でのコーン指数（室内試験）が概ね 400KN/m<sup>2</sup> 未満の土砂
- ③ 原則として混入転石の最大粒径が 100mm を超える土砂
- ④ 原則として改良量（石灰、セメント等）が 30kg/m<sup>3</sup> を超える土砂
- ⑤ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域より発生する土砂については、放射能空間線量率等の測定値により安全性が確認出来ない土砂

資源の有効な利用の促進に関する法律第10条の  
規定に基づく国土交通省令第4条の別表第一

|                                              |                                                        |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第一種建設発生土<br>(砂・礫及びこれらに準ずるもの)                 | 工作物の埋戻し材料、道路盛土材料<br>土木構造物の裏込材、宅地造成用材料                  |
| 第二種建設発生土<br>(砂質土・礫質土及びこれらに準ずるもの)             | 土木構造物の裏込材、 <b>河川築堤材料</b><br>道路盛土材料、宅地造成用材料             |
| 第三種建設発生土<br>(通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)     | 土木構造物の裏込材、 <b>河川築堤材料</b><br>道路盛土材料、宅地造成用材料<br>水面埋立て用材料 |
| 第四種建設発生土<br>(粘性土およびこれに準ずるもの（「第三種建設発生土」を除く。）) | 水面埋立て用材料                                               |

### 2. 土の試験

#### (1) 土砂の区分判定のための調査（物理試験）

「発生土利用基準について」は、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号（平成18年8月10日）とし、土質区分判定のための調査は、「建設発生土利用技術マニュアル（第3版）」（独）土木研究所を参照すること。

搬入に先立ち、以下の物理試験を実施する。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ○土の密度試験        | (JIS A 1202) |
| ○土の含水比試験       | (JIS A 1203) |
| ○土の粒度試験        | (JIS A 1204) |
| ○液性限界・塑性限界試験   | (JIS A 1205) |
| ○土質材料の工学的分類    | (JGS 0051)   |
| ○突固めによる土の締固め試験 | (JIS A 1210) |
| ○締固めた土のコーン指数試験 | (JIS A 1228) |

(2) 有害物質の分析試験

有害物質の分析試験については、土壤汚染対策法に則り、自治体へ届出た土地の形質変更の資料を提出することにより、有害物質の分析試験に代えるものとする。

- ① 受入出来る建設発生土は、別表 1 の地質分析項目及び基準に適合したものとする。  
(環境基準：平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号 最終改正令和 2 環告 44)
- ② 別表 1 の地質分析項目の分析試験は、同一地層で 1 回実施する。また、3,000m<sup>2</sup> 毎に 1 回実施する。工事の規模、工事の平面・立体形状等により試験頻度を勘案する場合がある。  
(含有量試験：平成 15 年 3 月 6 日環境庁告示第 18 号に準ずる。溶出試験方法：平成 15 年 3 月 6 日環境庁告示第 19 号、JIS K0125 に準ずる。)
- ③ ダイオキシン測定試験は、同一地層で 1 回実施する。測定は「ダイオキシン類に係わる土壤調査測定マニュアル」(平成 12 年環境庁保全局土壤農薬課) 及び「ダイオキシン類に係わる底質調査測定マニュアル」(平成 12 年環境庁水質保全局水質管理課)、JISK0312 の方法に準ずる。基準値は 1,000pg-TEQ/g 以下とする。
- ④ 各種分析試験は、専門の調査機関に依頼し、実施するものとする。

<参考>

(指定調査機関：土壤汚染対策法に基づき土壤汚染状況調査を実施する機関であり、土壤汚染状況調査を行おうとする者の申請により環境大臣が指定するもの。平成 17 年 4 月 12 日環境省官報告示の機関を加え全国で 1,594 機関が指定。環境省ホームページ参照)

以 上

## 地質分析項目及び基準値

| 計量の対象                 |       | 単位    | 基準値           |
|-----------------------|-------|-------|---------------|
| 1. カドミウム              | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 0 3 以下   |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 4 5 以下        |
| 2. 全シアン               | 溶出試験  | mg/l  | 不検出           |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 遊離シアン 5 0 以下  |
| 3. 有機燐                |       | mg/l  | 不検出           |
| 4. 鉛                  | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 1 5 0 以下      |
| 5. 六価クロム              | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 5 以下     |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 2 5 0 以下      |
| 6. 砒素                 | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 1 5 0 以下      |
| 7. 総水銀                | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 0 0 5 以下 |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 1 5 以下        |
| 8. アルキル水銀             |       | mg/l  | 不検出           |
| 9. P C B              |       | mg/l  | 不検出           |
| 1 0. ジクロロメタン          |       | mg/l  | 0. 0 2 以下     |
| 1 1. 四塩化炭素            |       | mg/l  | 0. 0 0 2 以下   |
| 1 2. 1, 2-ジクロロエタン     |       | mg/l  | 0. 0 0 4 以下   |
| 1 3. 1, 1-ジクロロエチレン    |       | mg/l  | 0. 1 以下       |
| 1 4. 1, 2-ジクロロエチレン    |       | mg/l  | 0. 0 4 以下     |
| 1 5. 1, 1, 1-トリクロロエタン |       | mg/l  | 1 以下          |
| 1 6. 1, 1, 2-トリクロロエタン |       | mg/l  | 0. 0 0 6 以下   |
| 1 7. トリクロロエチレン        |       | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
| 1 8. テトラクロロエチレン       |       | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
| 1 9. 1, 3-ジクロロプロペン    |       | mg/l  | 0. 0 0 2 以下   |
| 2 0. チラウム             |       | mg/l  | 0. 0 0 6 以下   |
| 2 1. シマジン             |       | mg/l  | 0. 0 0 3 以下   |
| 2 2. チオベンカルブ          |       | mg/l  | 0. 0 2 以下     |
| 2 3. ベンゼン             |       | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
| 2 4. セレン              | 溶出試験  | mg/l  | 0. 0 1 以下     |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 1 5 0 以下      |
| 2 5. フッ素              | 溶出試験  | mg/l  | 0. 8 以下       |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 4, 0 0 0 以下   |
| 2 6. ほう素              | 溶出試験  | mg/l  | 1 以下          |
|                       | 含有量試験 | mg/kg | 4, 0 0 0 以下   |
| 2 7. クロロエチレン          |       | mg/l  | 0. 0 0 2 以下   |
| 2 8. 1, 4-ジオキサン       |       | mg/l  | 0. 0 5 以下     |



# ストックヤード一覧表

